

特定非営利活動法人フードバンク信州

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク信州（以下「法人」という。）定款第19条の規定に基づき、法人の役員が法人の役務に従事した場合の報酬及び費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第13条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 法人の役務とは、定款に定める役員の職務、又は理事会が特に必要と認める業務に参加することをいう。
- (3) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、法人の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものである。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 定款第19条に基づき、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 3 常勤役員には、総会において定める総額の範囲内において、(別表)常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 4 常勤役員の定例報酬月額は、俸給表(別表)のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 5 定例報酬の支給日、支給方法は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

(役務)

第4条 この規程の対象となる法人の役務とは、定款に定める役員の職務、又は理事会が特に必要と認める業務に参加することをいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、原則として報酬及び費用弁償の対象としない。
 - (1) 法人の正会員として総会に参加する場合
 - (2) その他あらかじめ費用弁償の対象としない旨、告知された事業に参加する場合。

(費用弁償)

第5条 この規程によって弁償を受けることができる費用は、予算の範囲内において、法人の役務に従事するために要する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の実費とする。

- 2 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(委任)

第6条 この規程に定める外、必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第7条 この規程を改正するときは、総会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、平成31年1月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月19日から施行する。

(別表) 常勤役員俸給表 (単位:円)

号俸	月額
1	100,000
2	120,000
3	140,000
4	160,000
5	180,000
6	200,000
7	220,000
8	240,000
9	260,000
10	280,000

号俸	月額
11	300,000
12	320,000
13	340,000
14	360,000
15	380,000
16	400,000
17	420,000
18	440,000
19	460,000
20	480,000

号俸	月額
21	500,000
22	520,000
23	540,000
24	560,000
25	580,000
26	600,000
27	620,000
28	664,000
29	660,000
30	680,000
31	700,000